

調査報告書

美祢市農業集落排水事業特別会計における
消費税申告納付の遺漏に係る調査

平成 30 年 12 月

1 はじめに

美祢市農業集落排水事業特別会計では、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の申告納付を毎年行っている。しかしながら、平成 28 年度は、平成 27 年度事業年度（H27. 4. 1～H28. 3. 31）分（以下「平成 27 年度事業年度」という。）に係る消費税の確定申告事務、並びに平成 28 年度事業年度（H28. 4. 1～H29. 3. 31）分（以下「平成 28 年度事業年度」という。）に係る消費税の中間申告事務を遺漏し、申告納期限後の平成 29 年度に消費税の申告及び納付手続きを行った。

また、このことにより、美祢市は延滞税及び無申告加算税を支払うこととなつた。

一方、延滞税及び無申告加算税を国に納付したことにより美祢市が受けた損害額 40,000 円を解消するべく美祢市長が必要な措置を講じるよう監査委員が勧告することを求める住民監査請求が、平成 30 年 7 月 6 日付で提出された。

この住民監査請求については、美祢市監査委員による監査の結果、「申告納付事務に携わる事務職員に故意又は重大な過失があると認めるまでには至らないことから、地方自治法第 243 条の 2 の規定に基づく賠償責任を認めることはできない」との判断のもと、棄却された。

しかしながら、平成 30 年第 3 回美祢市議会定例会において、「平成 29 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」、及び「平成 29 年度美祢市一般会計決算の認定について」の 2 議案が、執行部が適正な事務処理や行政手続きを怠ったとの見解の下、不認定となった。

さらに、不認定とした美祢市農業集落排水事業特別会計決算に関して、上下水道局における事務の遺漏を指摘できなかつたとの理由から、監査した監査委員 2 名が辞任をされ、美祢市の監査委員は現在不在となる状況に至つてゐる。

このことから、市長は、市議会の答弁で、美祢市農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付の遺漏について調査を行うと発言した。また、市議会においても、市長に対して調査とその結果を早期に議会と市民に見える形で報告することを求める「市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議」が可決された。

については、ここに美祢市農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付の遺漏に関する調査の結果と、今後の再発防止に係る対応について報告する。

2 美祢市農業集落排水事業特別会計における消費税の事務処理状況

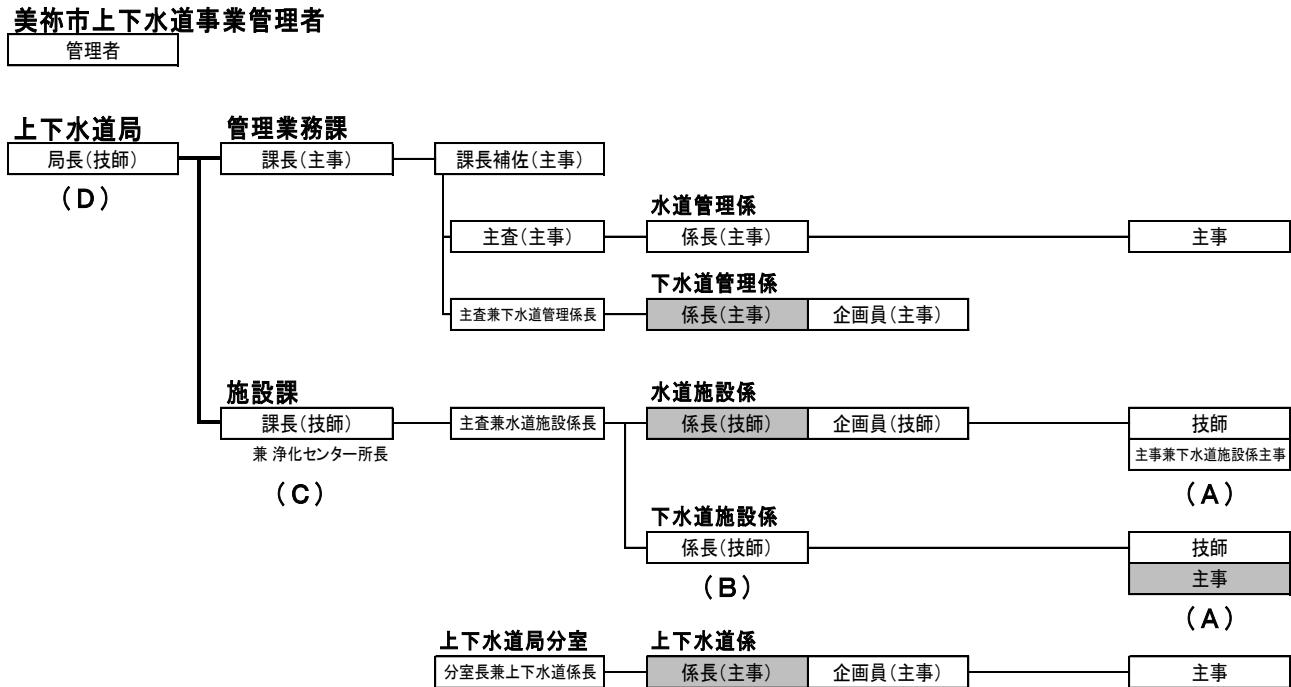
会計年度	消費税の事務処理状況
平成26年度	<p>平成27年3月30日 平成26年度事業年度(H26.4.1～H27.3.31)分（以下「平成26年度事業年度」という。）係る消費税の中間申告分を納付 (納期限 3月31日 期限内納付)</p>
平成27年度	<p><u>10月 9日</u> 平成26年度事業年度に係る消費税の確定申告分を納付 (納期限 9月30日 期限後納付)</p> <p>平成28年<u>4月22日</u> 平成27年度事業年度に係る消費税の中間申告分を納付 (納期限 3月31日 期限後納付、平成27年度予算から支出)</p>
平成28年度	<p>9月30日 <u>平成27年度事業年度に係る消費税の確定申告期限までの確定申告を遺漏</u></p> <p>平成29年3月31日 <u>平成28年度事業年度に係る消費税の中間申告期限までの中間申告を遺漏</u></p>
平成29年度	<p>7月11日 平成27年度事業年度に係る消費税の確定申告の遺漏に気付く。</p> <p>7月14日 上下水道局職員が厚狭税務署に出向き、相談をする。</p> <p><u>7月31日</u> 平成27年度事業年度に係る消費税の確定申告分を納付 (納期限 平成28年9月30日 期限後納付)</p> <p>8月27日 平成27年度事業年度に係る消費税の延滞税の通知を受領</p> <p>9月 7日 平成27年度事業年度に係る消費税の無申告加算税の通知を受領</p> <p>9月29日 平成27年度事業年度に係る消費税の延滞税及び無申告加算税、並びに平成28年度事業年度に係る消費税の確定申告分を納付 (納期限 10月2日 期限内納付)</p>
平成30年度	<p>平成30年<u>4月 4日</u> 平成29年度事業年度に係る消費税の中間申告分を納付 (納期限 4月2日 期限後納付、平成30年度予算から支出)</p> <p>9月28日 平成29年度事業年度分に係る消費税の確定申告額を納付 (納期限 10月1日 期限内納付)</p>

3 上下水道局における職員配置状況

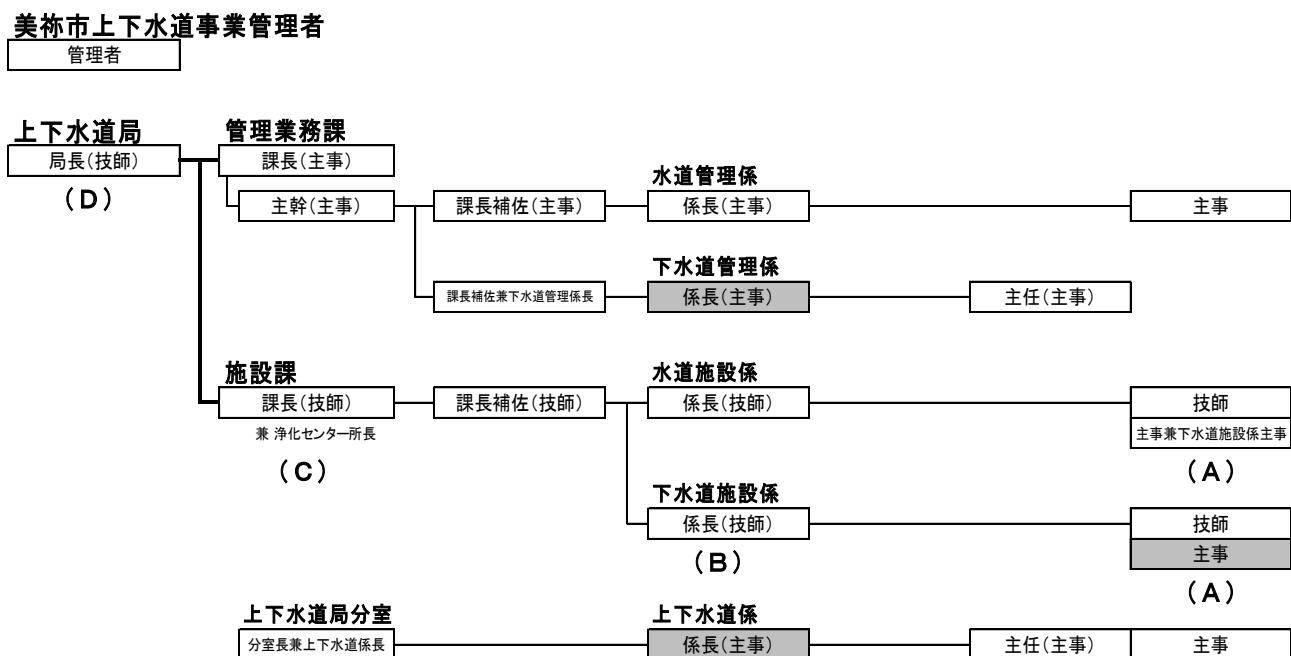
平成 28 年度から平成 30 年度までの上下水道局の職員配置状況は以下のとおりである。なお、農業集落排水事業の業務は、上下水道局施設課下水道施設係が行っている。

※ 灰色の枠の職員は兼務職員

(1) 平成 28 年度（7月 31 日まで）

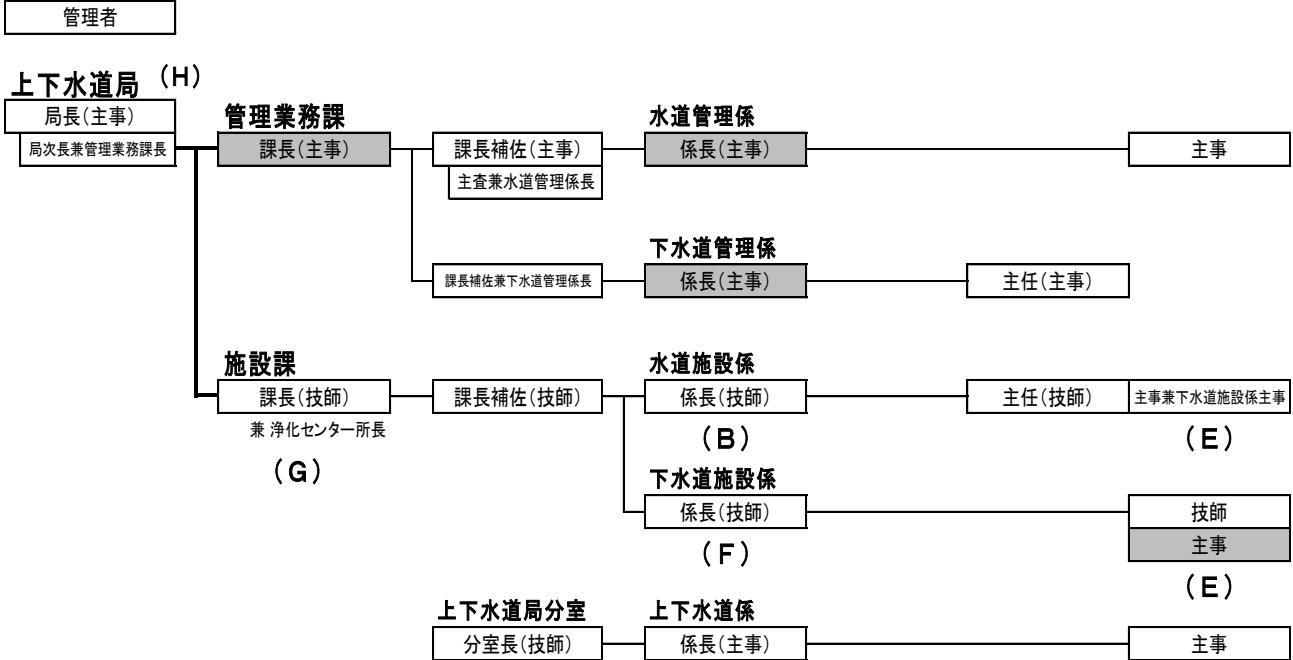


(2) 平成 28 年度（8月 1 日以降）



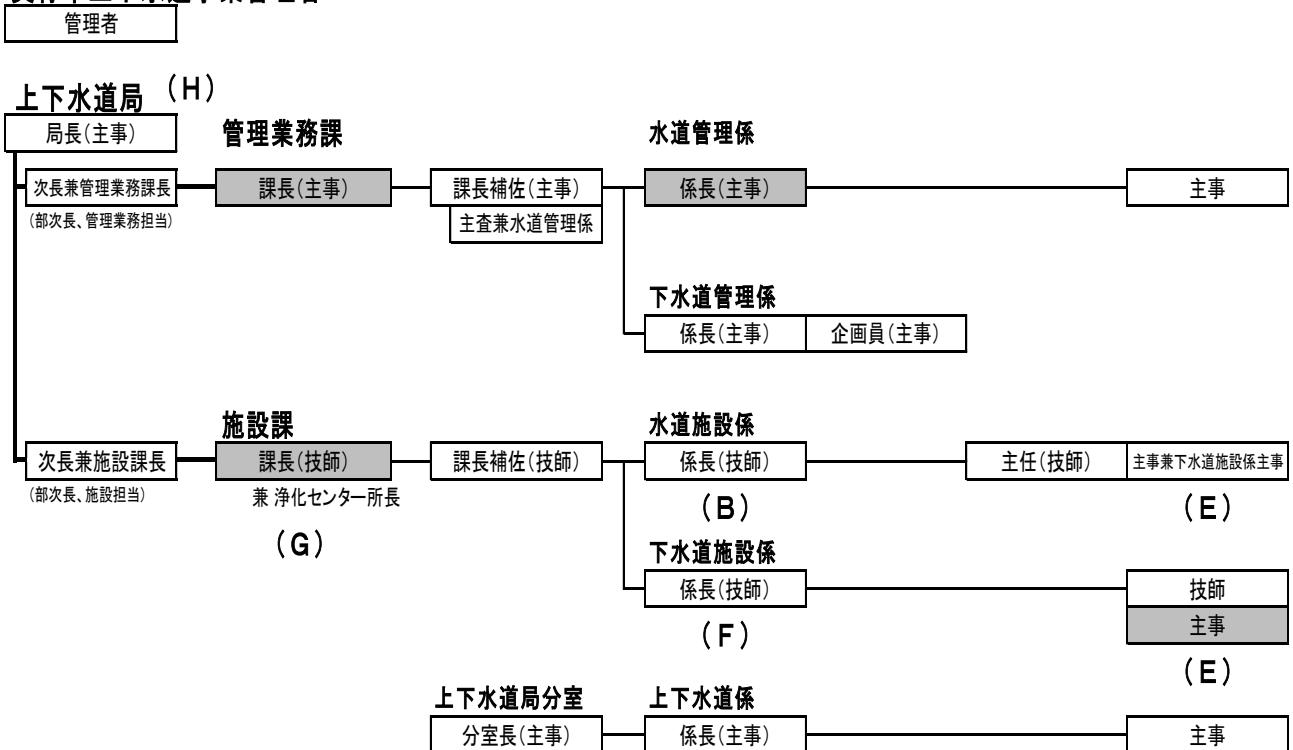
(3) 平成 29 年度

美祢市上下水道事業管理者



(4) 平成 30 年度

美祢市上下水道事業管理者



4 「消費税申告漏れ経緯」に係る確認事項

上下水道局が作成し、市議会に提出した「農業集落排水事業 消費税申告漏れ経緯」の内容等について、平成 30 年 10 月 31 日から 12 月 11 日まで関係職員に聴き取りを行った事項は以下のとおりである。

平成 27 年 9 月 30 日 平成 26 年度事業年度に係る消費税の確定申告を行う。
10 月 9 日 平成 26 年度事業年度に係る消費税の確定申告分を納付する。
平成 28 年 4 月 22 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の中間申告分を納付する。
(平成 27 年度予算から支出)

« 確認事項 »

(1) 平成 26 年度事業年度に係る消費税の確定申告分、及び平成 27 年度事業年度に係る消費税の中間申告分が納期限後の納付になっている理由は何か。

平成 27、28 年度の担当職員であった主事 A によれば、日々の業務の中で事務処理が遅れがちであった。

平成 28 年 9 月 30 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告期限までの確定申告を遺漏する。
平成 29 年 3 月 31 日 平成 28 年度事業年度に係る消費税の中間申告期限までの中間申告を遺漏する。

« 確認事項 »

(2) 消費税の申告に係る説明会に職員は出席をしなかったのか。また、確定申告関係書類は税務署から送付されなかったのか。

平成 28 年 5 月 18 日に開催された山口県消費税事務説明会には、下水道施設係長 B が出席をしている。また、確定申告関係書類は税務署から送付されたはずであるが、書類が保存されていない。

(3) 平成 26 年度から平成 30 年度までの公課費の当初予算額、決算額及び不用額はどのようにになっていたのか。

農業集落排水事業特別会計

款：農業集落排水事業 項：農業集落排水事業費 目：一般管理費

細目：一般管理業務 節：公課費 細節：消費税

(単位：円)

年 度	当初予算額	流用額	予算額	決算額	不用額
平成 26 年度	819,000		819,000	797,500	21,500
平成 27 年度	1,661,000		1,661,000	1,154,300	506,700
平成 28 年度	1,592,000		1,592,000	0	1,592,800
平成 29 年度	1,592,000	1,000	1,593,000	1,592,500	500
平成 30 年度	1,743,000		1,743,000		

(4) 定期監査の資料作成時や、当初予算作成時に、消費税の申告納付漏れに気付くことができなかつたのか。

平成 27、28 年度の担当職員であった主事 A によれば、平成 28 年度に行われた定期監査の資料作成時や平成 29 年度当初予算作成の時にも、消費税の申告納付事務の遺漏に気付かなかつた。また、平成 29 年 4 月に他部署に異動になった以降も施設課に手伝いを行つてゐたが、消費税の申告納付の遺漏には気付かなかつた。

下水道施設係長 B においても、平成 28 年度に開催された山口県消費税事務説明会に出席はしたが、消費税の申告納付の遺漏に気付かず、施設課長 C、局長 D についても、遺漏に気付かなかつた。

また、平成 29 年度の担当職員であった主事 E によれば、農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付事務について、事務引継書には記載はあったが、前任者 A から詳しい説明はなく、時期が近づいたら教えるとのことであった。

4 月以降も前任者 A は施設課に手伝いに來ていたが、結局説明はなかつた。平成 29 年 5 月 19 日に開催された山口県消費税事務説明会に出席はしたが、その時には農業集落排水事業特別会計における平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告、並びに平成 28 年度事業年度に係る消費税の中間申告がなされていないとは気付かなかつた。

平成 29 年度に実施された平成 28 年度分定期監査の資料は前任者 A に聞きながら作成をしたが、結果的に下水道施設係長 F、施設課長 G、次長、局長 H においても、定期監査終了後に主事 E が消費税申告納付の遺漏を発見するまで気付かなかつた。

(5) 平成 28 年度決算が確定する平成 29 年度の上下水道局の体制はどのようになっていたのか。

農業集落排水事業特別会計に係る決算事務は、上下水道局施設課下水道施設係の主事 E が行い、下水道施設係長 F、施設課長 G、局長 H、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）という流れで決裁が行われていた。なお、事務ごとの主と副というような、サポート体制は取られていなかった。

農業集落排水事業特別会計の決算事務を行った主事 E、下水道施設係長 F、施設課長 G、局長 H は、平成 29 年 4 月 1 日の異動で上下水道局に配属となり、消費税の申告納付事務は未経験であった。また、下水道施設係長 F は、平成 29 年 5 月の 1 箇月間、平成 28 年熊本地震の災害復旧のために熊本県御船町へ派遣されており、その間不在であった。

平成 29 年 7 月 10 日 平成 28 年度分定期監査を受ける。

7 月 11 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告漏れを発見する。

《 確認事項 》

(6) 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告がなされていないと気付いたきっかけは何か。

平成 29 年度の担当職員であった主事 E が、定期監査終了後に、平成 28 年度事業年度に係る消費税の確定申告の準備を行うため資料を確認しところ、平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告分を納付した形跡がないことから、消費税の申告納付の遺漏に気付いた。

平成 29 年 7 月 11 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告漏れを局内に報告し、相談をする。

《 確認事項 》

(7) 相談の具体的な内容はどのようなものだったのか。

平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告事務の遺漏について、主事 E から下水道施設係長 F に報告があり、その後施設課長 G、局長 H に報告された。

平成 29 年 7 月 13 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告漏れについて
局内協議を行う。

(協議結果：税務署に相談をし、その後の対応は再協議とする。厚狭税務署に連絡をする。)

《 確認事項 》

(8) 協議の具体的な内容はどのようなものだったのか。

まずは、税務署に無申告の状況についての相談に出向き、申告漏れの対応を速やかに行うということであった。

平成 29 年 7 月 14 日 下水道施設係長 F と担当職員 E が厚狭税務署に出向き、相談をする。(相談結果：まず申告とのこと。相談結果を局内に報告)

《 確認事項 》

(9) 厚狭税務署の職員から、どのような説明があったのか。また、延滞税及び無申告加算税が課せられることの説明はあったのか。

消費税の申告漏れについて、税務署職員から「とにかく申告してください」と言われた。また、「延滞税と無申告加算税がある」という話があった。

(10) 管理職が税務署に同行しなかったことに理由があるのか。

まずは無申告の状況をどうしたら良いのかということを税務署に投げかける事務照会であったことから、事務担当者が出向いた。

平成 29 年 7 月 14 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告を厚狭税務署に行う。

7 月 24 日 今後の対応について局内協議を行う。

(協議結果：税は公課費で支出する。予算の補正はしない。)

« 確認事項 »

- (11) 協議の具体的な内容はどのようなものだったのか。この協議で延滞税及び無申告加算税を公課費で支出することが決定したのか。

平成 27 年度事業年度に係る消費税は、平成 29 年度予算の公課費から支出することとし、平成 29 年度の予算の補正も行わないという方向性になった。

延滞税と無申告加算税については、賠償金の性格があるものの、「〇〇税」という名称であることから、税に含まれるものとして公課費での支出が可能ではないかとの考えに至り、上下水道局として、公課費で支出する方向でまとまった。

- (12) 今後の予算執行をどこまで先を見越して、予算の補正を行わないことを決定したのか。補正予算の提出や専決処分は検討しなかったのか。

この時点では、延滞税及び無申告加算税の金額が不明であったが、平成 29 年度予算の公課費から支出するという考えであった。また、平成 29 年度末に支出予定である平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告分については、予算が不足することがわかつっていたが、平成 29 年度事業年度に係る確定申告分と同様に、平成 30 年度予算で支払うことが可能ではないかと考え、上下水道局の方針は、予算の補正是行わない、3 年分の消費税を 2 年間で支出するということですまとめた。

平成 29 年 7 月 31 日 平成 27 年度事業年度に係る消費税の確定申告分を厚狭税務署に納付する。

8 月～9 月頃 上下水道局長 H（以下「局長 H」という。）が、公課費での支払いがあることを財政課と会計課に報告する。

« 確認事項 »

- (13) 「公課費での支払い」とは本税のことか。財政課、会計課への報告事項に延滞税及び未申告加算税を公課費から支出することも含まれるのか。報告に対する財政課と会計課の反応はどうだったのか。

9 月頃、局長 H から財政課長に対して、消費税の申告漏れがあり、平成 29 年度でまとめて払うという報告を行い、併せて延滞金と無申告加算税の支出を公課費から支出することについての相談があった。

財政課長は、その相談を受けて、調査の結果、金額の多少にかかわらず、賠償金に該当するものであり、公課費として払うのは適當ではないと考えたが、賠償金で支出した前例がないことから、個人で払うか、公課費で支出することも仕方ないという考えに至り、総務部長に相談をした。

総務部長は、申告漏れを重大なことと受け止めるとともに、適切ではないかも知れないが、公課費で支出できるであろうという考え方の下、個人で払うか、公課費で支出するしかないという同様の考えを財政課長に伝えた。

このことから、財政課長は局長Hに、賠償金で支払うのが正解かもしれないが、賠償金で支出した前例がなく、個人が負担した場合の今後の影響を考慮すると、公課費から支出することもやむを得ないのでないかと伝えた。

これを受けて、局長Hは施設課に報告し、先の協議どおり公課費から支出することになった。

なお、会計管理者に対しては、局長Hから消費税の申告漏れがあったことのみの説明があり、延滞税と無申告加算税についての説明はなかった。また、会計管理者は、今後調書が送付されてくるという認識を持ち、詳しいことは尋ねなかった。

平成29年8月27日 平成27年度事業年度に係る消費税の延滞税の通知と納付書を厚狭税務署から受領する。

9月7日 平成27年度事業年度に係る消費税の無申告加算税の通知と納付書を厚狭税務署から受領する。

9月11日 平成28年度事業年度に係る消費税の確定申告を厚狭税務署に行う。

9月12日頃 局長Hが財政課と予算流用について協議をする。

9月13日 平成28年度事業年度に係る消費税を支出するため、委託料から公課費に1,000円予算流用することの予算流用要求書を作成する。

《 確認事項 》

(14) 局長Hは、財政課と予算流用についてどのような協議を行ったのか。延滞税及び無申告加算税の支出についても協議をしたのか。

局長Hは、平成27年度事業年度に係る消費税の延滞税及び無申告加算税、並びに平成28年度事業年度に係る消費税の確定申告分を公課費で支出する

には、平成 29 年度の公課費が不足することから、財政課に協議したものである。

一方、財政課長は、既に局長 H に対して、延滞税及び無申告加算税の支出科目の考え方を伝えていたことから、予算流用の協議時には延滞税と無申告加算税の支出科目についての話はしなかった。

平成 29 年 9 月 29 日	平成 27 年度事業年度に係る消費税の延滞税 12,500 円及び無申告加算税 27,500 円、並びに平成 28 年度事業年度に係る消費税の確定申告額 996,500 円の合計 1,036,500 円を厚狭税務署に納付する。
平成 30 年 3 月 30 日	平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告決裁文書を起案する。
4 月 2 日	平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告額 498,200 円の支払調書を作成する。(平成 30 年度予算から支出)
4 月 4 日	平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告額を厚狭税務署に納付する。

《 確認事項 》

(15) 平成 30 年度美祢市農業集落排水事業特別会計当初予算の公課費が、平成 29 年度と比較して 151 千円の増額となっている理由は何か。

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の 3 箇年度で支出すべき消費税を、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 箇年度で支出する、平成 29 年度の予算は補正しないという上下水道局の方針のもと、平成 30 年度当初予算の作成時に、あらかじめ公課費を 151 千円増額したものである。

(16) 平成 30 年度予算で支出することについて、財政課も了解していたのか。

平成 29 年 12 月頃、平成 30 年度美祢市農業集落排水事業特別会計当初予算の財政課ヒアリング時に、公課費について予算額が増加していたことから財政課長が施設課に尋ねたところ、平成 29 年度事業年度に係る消費税を平成 30 年度予算の公課費から支出するのであれば、前年度と同額の公課費では予算額が不足する可能性があるために、前年度予算額から予算額を増額したとの説明を受けた。

(17) 納期限が平成 30 年 4 月 2 日であっても、平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告分は平成 29 年度予算から支出すべきではなかったのか。

平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告分を支払うために、平成 30 年度の美祢市農業集落排水事業特別会計当初予算の公課費を増額していた。

平成 30 年 9 月 28 日 平成 29 年度事業年度に係る消費税の確定申告分を厚狭税務署に納付する。

(18) 消費税遗漏対策として、上下水道局ではどのような対応をしているのか。

上下水道局施設課では、業務改善策として、農業集落排水事業特別会計の消費税業務チェックリストを作成し、年度当初に内容、時期及び担当者などの確認を行うと共に、他の業務についても業務マニュアルを作成している。

また、同様のミスを起こさないように、個々の能力向上を目的とした職員の研修などへの参加をより進め、消費税等の会計事務全般について管理業務課との連携による局内のチェック体制を見直し、上下水道局内の協力体制の強化を進め考えている。

5 まとめ

(1) 農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付の遺漏について

平成 28 年度上下水道局施設課水道施設係主事で、下水道施設係主事も兼務していた主事 A が、農業集落排水事業の消費税申告納付事務の担当であるにもかかわらず、業務多忙の中で消費税申告納付事務を失念したことが、遺漏の原因である。

上下水道局施設課は、公営企業法の全部適用を受けて、平成 27 年 4 月に大きく組織改編され、上下水道事業局美東秋芳分室の農業集落排水（別府、大田）と環境衛生施設（コミュニティプラント（秋吉））の業務を施設課に統合すると共に、下水道事業の主事は業務内容が異なる水道事業の主事と兼務となった。また、同時に下水道事業担当の事務職員が削減された結果、平成 28 年度に在籍していた施設課職員からも、主事 A の業務量が多かったとの発言がある。

一方で、平成 27 年度において、平成 26 年度事業年度に係る消費税の確定申告分の納付、及び平成 27 年度事業年度に係る消費税の中間申告分の納付が納期限後になつており、また平成 27 年度事業年度に係る消費税の中間申告決裁文書や、税務署から送付されているはずの平成 28 年度事業年度に係る消費税の確定申告関係書類等が保存されていないこと、現担当職員である主事 E への引継が不十分であったことから鑑みて、主事 A の納期限順守や適正な事務の執行に対する意識が低かったと推察できる。

併せて、消費税の申告納付事務について施設課の職員間で情報共有がなされておらず、上司のチェック等、課内のフォローアップ体制が構築されていなかった。また、そのことにより、申告納付事務の遺漏が発生し、気付くことも遅れている。

加えて、消費税の事務の遺漏は重要かつ重大な事項であるにも関わらず、事務の遺漏に気付いた時点で、上下水道局から市長への報告、協議は行われていない。

(2) 「延滞税」及び「無申告加算税」を公課費で支出した経緯について

平成 29 年 7 月 24 日に上下水道局内で協議を行った時に、延滞税と無申告加算税は税に含まれるのではないかと考え、上下水道局としては公課費で支出する方向でまとまっている。

また、9 月頃に、局長 H から財政課長に対して、延滞金と無申告加算税を公課費から支出することについての相談があった。

財政課長は、その相談を受けて、調査の結果、金額の多少にかかわらず、賠償金に該当するものであり、公課費として払うのは適当ではないと考えたが、賠償

金で支出した前例がないことから、個人で払うか、公課費で支出することも仕方ないという考えに至り、総務部長に相談をした。

総務部長は、申告漏れを重大なことと受け止めるとともに、適切ではないかもしれないが、公課費で支出できるであろうという考え方の下、個人が負担するか、公課費で支出するしかないという同様の考えを財政課長に伝えた。

このことから、財政課長は局長Hに対して、賠償金で支払うのが正解かもしれないが、賠償金で支出した前例がなく、個人が負担した場合の今後の影響を考慮すると、公課費から支出することもやむを得ないのでないかと伝えた。

これを受け、局長Hは施設課に報告し、先の協議どおり公課費から支出することとした。

しかしながら、延滞税及び無申告加算税の支出科目については、「地方財務実務摘要（ぎょうせい）」及び「地方公共団体 歳入歳出科目解説（ぎょうせい）」において、延滞金、違約金は「補償、補填及び賠償金」で支出すべきと記載されており、公課費からの支出は適切ではなかった。

これらの判断は、歳出科目に対する職員の知識不足と誤った解釈、個々の職員において消費税の事務の遗漏を表に出したくないという意識が働いたものであると推察され、「組織的な隠ぺい」と言われても仕方が無い状況である。

（3）平成 29 年度予算を補正しなかった理由及び平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告分を平成 30 年度予算から支出した経緯について

平成 29 年 7 月 24 日に上下水道局において協議が行われた時に、平成 27 年度事業分の消費税については、平成 29 年度予算から支出することとし、予算の補正是行わず、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の 3 箇年度で支出すべき消費税を、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 箇年度で支出する方向性も示されている。

また、平成 29 年度事業年度に係る消費税の中間申告については、平成 29 年度事業年度に係る消費税の確定申告と同様に、平成 30 年度予算で支出することが可能ではないかと考え、平成 30 年度予算の公課費を増額するとともに、平成 30 年 4 月に平成 30 年度予算から支出したものである。

しかしながら、納期限が各年度 3 月末とされている中間申告分は、これまで当該年度の予算で支出しており、平成 29 年度の中間申告分についても平成 29 年度当初予算において措置をしていたことから、平成 29 年度予算から支出することが適正な会計事務であった。

この事務処理においても、補正予算を組むことにより、消費税の事務の遗漏が明らかになることを避ける意識があり、企業会計と同様の会計年度の事務処理で、

特別会計においても支払いが可能であるとの、自分に都合の良い誤った解釈により、会計事務を行ったことによるものであり、平成29年度事業年度の中間申告分を平成30年度予算から支出していることは、不適切であるとしか言いようがない。

(4) 問題点と今後の対策について

今回の一連の事務処理のミスは、「平成27年度事業年度に係る消費税の未申告」という事務の遺漏に端を発しているが、上下水道局内で消費税の申告事務に係るチェックがなされず、事務の遺漏に気付いた時点での市長への報告を怠り、上下水道局のみならず、他所属も含めた職員の誤った認識により、不適切な事務処理を行ったことによるものである。また、これらの事務処理を行った根底には、消費税の事務の遺漏は重大な案件であるという認識が、個々の職員にあるがゆえ、表面化することを避けようとする意識が働いていたものと推察される。事務処理のミスを隠すために、ミスを重ねるという悪循環が発生しており、弁解の余地はない。

上下水局内での事務の過程においては、上司から部下への的確な指示が見えない部分が見受けられ、指揮命令と責任の所在が不明確なまま、上下水道局の方針として決定がなされている。また、議会で農業集落排水事業に係る決算が不認定とされた現在においても、一連の事務処理について何がいけなかつたのかという問題点の把握と組織内の認識の統一が図られていない状況であると推察される。上下水道局内で、明確に適正な事務処理方法を指示しなかつたこと、発生した問題点の把握と、次に活かすためのリスク管理が不十分であることについては、事業管理者及び管理職の責任は重大と言わざるを得ない。

さらに、協議事項については、各所属間で、自分の主張や見解を伝えてはいるものの、各々の考え方や捉え方には隔たりが生じたままの状態で、決裁がなされ事務が進められている。協議とは名ばかりで、最終的な決定について、誰も確認を行っておらず、組織として共通認識が持たれていない。

自治体の職員は、法令を順守し、事務を執行することが基本であり、今一度、基本に立ち返り、当たり前のことを当たり前に行うため、職員の意識改革、知識・能力の向上を図る必要がある。そのためには、職員各々が当事者意識を持ち、職責に応じた責任を自覚するとともに、常に自己研鑽を心掛けなければならない。

また、内部統制等組織内でのチェック機能の強化、組織体制の再検討等を行う必要がある。

今回の件を踏まえ、再びこのような事態が起きないように、次のような改善策に取り組むこととする。

ア 職員の能力及び知識の向上

職員が自治体職員としての自覚を持ち、日々自己研鑽に励むことは当然で

あるが、市として、各研修制度等を活用し、職員を参加させることにより、能力の向上を図る。また、有益な研修の資料等については、全庁的に広く情報提供を行い、職員全体のレベルアップを図る。

イ 指揮命令、責任所在の明確化

協議事項に関し、報告、連絡、相談を徹底することにより、情報と認識の共有を図るとともに、上司の的確な指示によるチェック機能の強化、指揮命令の明確化により、組織統治の確立を目指す。また、縦と横の連携を密にし、組織として認識の統一を図る。

ウ 業務マニュアル作成と活用

今回の事案を受け、業務のマニュアル化を指示しているが、今後、それぞれの所属でマニュアルに従い、複数で業務内容、進捗状況のチェックを行うとともに、発生したリスクに対する検証、改善を行う。

エ 組織体制、業務分担の見直し

所属内の組織の状況を把握し、必要に応じて、体制、業務分担の見直しを行い、適正な事務を執行できる環境、体制を作る。

(5) 監査委員の辞任について

今回の農業集落排水事業に係る消費税の事務に関連し、事務の遺漏を見抜けなかったとの理由により、平成30年第3回美祢市議会定例会において監査委員2名が辞任されたため、現在美祢市は監査委員が不在となり、市の監査機能が停止した状態が続いている。事務の遺漏については、前述のように、故意ではなかったとはいえ、上下水道局全体が、未申告であることについて、全く気付かなかつたことが原因であり、このような事態を招いていることについて、行政として、また全職員各々が問題の重大さ、責務の重さを再認識しなければならない。

そもそも、今回の事務の遺漏については、監査委員には全く責任がないものであり、両監査委員の辞任届を受理するべきではなかった。

また、このたびの「延滞税」及び「無申告加算税」は、公費から支出すべきではなく、事業管理者の責任において負担を検討すべきである。